

平成 27 年度 第 2 回三重県教育改革推進会議全体会議事録

- 日 時 平成 27 年 7 月 23 日 (木) 13 : 30 ~ 16 : 00
- 場 所 プラザ洞津「孔雀の間」
- 出席委員 山田 康彦 (会長)、泉 みつ子、小野 芳孝、栗原 輝雄 (第 2 部会長)、
佐藤 美保子、田中 育子、沼口 義昭、東 博武、水谷 貴子、
耳塚 寛明、向井 弘光 (副会長)、山門 真、山川 紀子、渡辺 克彦
(各委員)
- 事務局 教育長 山口 千代己、副教育長 信田 信行、
教職員担当次長兼総括市町教育支援・人事監 木平 芳定、
学校教育担当次長 山口 顕、育成支援・社会教育担当次長 中嶋 中、
研修担当次長 中田 雅喜、教育総務課長 長崎 敬之、
学校防災推進監 清水 英彦、教育政策課長 宮路 正弘、
教育財務課長 中西 秀行、学校経理・施設課長 釜須 義宏、
高校教育課長 長谷川 敦子、小中学校教育課長 上村 由美、
特別支援教育課長 森井 博之、特別支援学校整備推進監 山口 香、
生徒指導課長 芝崎 俊也、子ども安全対策監 山口 勉、
人権教育課長 松村 智広、人権教育監 赤塚 久生、
保健体育課長 阿形 克己、社会教育・文化財保護課長 辻 善典、
研修企画・支援課長 谷口 雅彦、研修推進課長 大川 暢彦、
教育総務課班長 長崎 禎和、教育政策課課長補佐兼班長 辻 成尚

(宮路教育政策課長)

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

ただ今から、第 2 回三重県教育改革推進会議全体会を開催します。

本日は、梅村委員、太田委員、小澤委員、亀井委員、西田委員、森喜委員がご欠席です。

開会にあたりまして、教育長の山口千代己からご挨拶申し上げます。

1 挨拶

(山口教育長)

本年度第 2 回の三重県教育改革推進会議全体会の開催にあたり、皆様方には本当にお

忙しい中、ご出席を賜りありがとうございます。皆様方には、平成25年7月からの2年間で、全体会と部会を合わせますと25回のご審議をいただいております。この間、教員の資質向上、三重県の特別支援教育の基となる推進基本計画、現行ビジョンの中間点検、さらには、次期三重県教育ビジョン（仮称）についてご検討いただき、本日に至っております。

一方で、国の教育改革が非常にスピードを増しており、教育再生実行会議や中央教育審議会から、矢継ぎ早に改革がうたわれ、進められております。そういう中で、義務教育のあり方も、それぞれ設置者の裁量が問われることになってきています。また、高校教育についても、高大接続改革ということでその質の保障に本格的にメスが入り、今後とも予断を許さない状況になっていることは、ご承知のとおりだと思います。

本日の報告事項にもございますが、総合教育会議については、本県では準備会議も入れてこれまで6回開催しています。鈴木知事は、選挙の際の政策集で、教育・人づくりを「1丁目1番地」に掲げました。昨日も知事と協議することがありましたが、「これまでと変わらないではないか。これまでの県の教育行政の取組をしっかりと検証する必要があるのではないか。」という厳しい指摘も受けたところでございます。

本日は、教育施策大綱の骨子案についても、報告させていただきます。また、これまでの委員の皆様方のご意見を踏まえ、次期三重県教育ビジョン（仮称）の中間案素案をお示ししましたので、これも合わせて審議賜ればと思っております。

次期の教育ビジョンにつきましては、知事が総合教育会議で教育委員会と協議して策定する教育施策大綱を踏まえ、教育施策の方向性を一にして取組を進める必要があると思っております。委員の皆様方からいただいたご意見については、教育委員会の審議会ではこういう意見をもらっていることを、知事あるいは教育委員の皆様方にもご理解賜りながら、総合教育会議の席で主張していくところは主張していきたいと思っております。

このメンバーで最後の会議となりますが、本日も活発なご審議を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1点だけ、ご紹介させていただきます。本日、ご出席の耳塚委員から、文部科学省委託研究である「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」結果の資料を提供いただきました。まだ、文部科学省のホームページにも掲載されていないのですが、その中で「SES」という Socio-economic Status (ソシオ・エコノミック・ステータス) というのでしょうか、家庭の社会経済的背景が様々ある中で、効果的な学習をやっている学校もあり、経済的格差がそのまま学力格差になっていくのではない。学校としてやるべきことがあるのではないかとすることを資料としていただきました。耳塚委員、よろしければ皆様方にもお送りさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。耳塚委員、本当にありがとうございます。

それでは、本日もよろしく願いいたします。

(宮路教育政策課長)

資料の確認をさせていただきます。お手元に、事項書が表紙となっている資料1-1から資料3までの資料、1枚ものの資料4-1、資料4-2がビジョンの中間案素案です。合わせて、現行の教育ビジョンの冊子を置かせていただいています。

それでは、山田会長にご挨拶いただくとともに、以降の進行をよろしく申し上げます。

(山田会長)

今、山口教育長からもお話がありましたように、2年間、皆様と教育改革推進会議を進めてきました。ほぼ、次期の教育ビジョンの中身ができてきていて、もうひと山、越えないといけないというところがありますが、本日が皆様との最後の推進会議になりますので、ぜひ活発な意見をお願いしたいと思えます。

前回の会議で教育ビジョンの重点取組や施策の全体を検討いただいて、特に数値目標などについても、いろいろなご意見をいただきました。知事が主宰する総合教育会議における教育施策大綱の議論を踏まえて、この教育ビジョンも少し調整された部分がありますので、そのあたりについて、特に本日は審議いただきたいと思っています。

本日の進め方ですが、事項書にありますように、最初に報告事項として、先週の15日に総合教育会議が開催され、教育施策大綱に関して議論があったようですので、それについて、事務局から報告があります。その後、審議事項として、この中間案素案について審議していきます。

この次期教育ビジョンについて、最初の部分からすべてを含んだ全体の議論をするのは、昨年度2月の骨格案の審議以来となります。教育施策大綱を踏まえた内容が教育ビジョンの総論に入ってきていて、教育宣言も修正されていますので、そういうことに関してもいろいろご意見をいただきたいと思っています。審議の状況によりますが、途中、10分程度休憩を挟んで、施策や重点取組について審議をしていきたいと思えます。

この次期の教育ビジョンは、今年度中に策定するというスケジュールになっていて、本日のご意見を受けて、必要な修正をしたものが、「中間案素案」から「中間案」という形になって、10月にパブリックコメントが行われる予定です。そういうことで、パブリックコメントに向けたまとめの会議になると思えますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと思っています。

それでは、報告事項について、事務局から説明願います。

2 報告事項

(1) 三重県教育施策大綱（仮称）（骨子案）について（第4回総合教育会議）

（宮路教育政策課長）

資料1-1をご覧ください。三重県教育施策大綱（仮称）骨子案です。これは、第4回総合教育会議の資料です。教育施策大綱については、4月の総合教育会議でも策定の趣旨や方向性について議論があり、それを受けて今回の骨子案が提示され、2回目の協議を行ったものです。

大綱の策定の趣旨につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容を示すものであり、大綱の期間は、策定の日から31年度末までとし、教育ビジョンと終期は同じとなっています。

教育を取り巻く社会情勢の変化の部分は、教育ビジョンとおおむね同じ内容の記述となっていますので、説明を省略させていただきます。

3ページに、「三重の教育における基本方針」を記述しています。まず、「教育の意義」を記述しています。1つ目は、教育は「学ぶ人」のためのものであり、一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせる営みであること。2つ目は、子どもたちは地域社会の「希望」そのものであり、教育は、子どもたち自身の希望を創るという意味で、最も重要な政策分野だと考えられること。3つ目は、教育は、それぞれの個性・能力が社会参画という形で咲き誇ることを通して、社会に発展という「実り」をもたらす創造的な活動であるということです。

次に、「教育の重要性の一層の高まり」として、「知識基盤社会」が一層進展し、今後は教育の質が地域の将来を左右する決定的要因となっていくこと、社会が本格的な人口減少局面を迎えつつある中で、一人ひとりの能力を最大限に高め、未来への希望を育むとともに、主体的に社会や地域に関わる人の数を増やしていけるよう、教育の充実を図らなければならないということを記述しています。

その次に「新しい豊かさ」として、今、三重県政では、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや生活の質の向上を実感できる成熟社会にふさわしい「新しい豊かさ」の実現に挑戦している。「新しい豊かさ」は、一人ひとりがアクティブ・シティズンとして主体的に社会づくりにかかわることと深く関係しており、教育にはアクティブ・シティズンを育み支援する社会基盤として、重要な役割が求められているとしています。

こういったことを踏まえて「教育に取り組む基本方針」として、三重県の持つ「多様性」という強みを活かしながら、教育が「駆動力」となって、新しい時代へのブレイクスルーに挑む。教育に携わるすべての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、①から⑥までを基本方針として全力で取り組んでいくということを方針として、掲げています。

そのうえで、6つの基本方針について、内容を示しています。「(1)「生き抜いていく

力」の育成」については、三重で学ぶ人が、自らの無限の可能性を信じ、未来への希望を胸に来るべき時代を生き抜き、夢と志を実現できるよう、「自立」・「共生」する力を育むとしています。

「(2)「教育安心県」の実現」については、この三重県を経済的・社会的な事情にかかわらず、誰もが必要な「学び」を自由に選択できる「教育安心県」にする。「貧困の連鎖」を断ち切る、事故や犯罪から子どもたちを守っていく、いじめの根絶等について取り組むということです。

「(3)「生涯現役・全員参加型社会」に向けた学習基盤の充実」については、生涯を通じて学ぶことのできる学習基盤の充実を図ること、幼稚園から大学等、さらには社会人教育に至るまで、学びの各ステージにおける教育の質を高め、学びの「縦の接続」を進めていくということです。

「(4) 教育への県民力の結集～時を越えた「協創」の推進～」については、三重の県民力を結集し、社会総がかりで教育に取り組むということです。

「(5)「三重ならではの」教育の推進」については、自然・人材・伝統など、三重が持つ多様な地域力を活かした「三重ならではの」教育を推進するということです。三重が持つ「多様性」という強みを活かし、「新しい豊かさ」の実現に参画できる人材を育む。また、教育ビジョンで記述しているグローバルの視点で、将来世界で活躍する者にも、郷土の未来を担う者にも、心の土壌として郷土への思い、地域社会の発展に貢献する意欲、異なる文化を理解する態度等を育てていくということです。

「(6) 社会的要請・課題を踏まえた教育の充実」については、時代の変容がもたらす様々な社会的要請や課題に的確に対応した教育の充実を図るということです。グローバル化や高度情報化等に対応した教育内容や手法の充実、人材が不足している分野の担い手や、三重の活力を生み出す産業人材・地域人材の育成に積極的に取り組むということです。

7ページは、教育施策の体系が示されています。知事がつくる大綱ですので、学校教育以外の部分も含めた時間軸の長いものとして、幼児期から生涯にわたるまでの学びの教育施策を示します。教育ビジョンとは、②の幼児教育の充実から⑦の信頼される学校づくりまでが、主に関連します。

8ページは、教育施策を示していく記載例です。基本的な取組方向と主な取組内容を簡単に記述していくということを予定しています。

9ページは、前回の総合教育会議で、県民力を結集して教育に取り組む中では、それぞれが役割をしっかりと明確にしながら取り組むことが必要であろうという意見がありましたので、「学校」の役割、「家庭」への期待、「地域」への期待など、10ページにかけて「行政」の役割までを示したものです。

11ページの資料1-2につきましては、教育施策に位置づける項目内容案です。まだ素案の段階ですので、主にかような内容を記述してはどうかということです。それぞ

れの記載内容は、教育ビジョンの施策と一致しています。

15 ページは、教育施策大綱の今後の策定スケジュールです。一番左側が施策大綱、中央が教育ビジョン、右側が行動計画、総合戦略となっています。行動計画は、県全体の計画である「みえ県民力ビジョン」のことで、総合戦略とありますが、「まち・ひと・しごと総合戦略」の略です。

教育施策大綱につきましては、9月上旬に総合教育会議を開催し、中間案の協議をし、10月上旬から中旬にかけてパブリックコメントを行い、11月に総合教育会議で最終案の協議をし、12月中に決定をしていくスケジュールです。それに伴い、教育ビジョンは、9月に教育施策大綱の中間案の議論が終わりましたら、それを踏まえて必要な修正をし、教育改革推進会議を開催したいと考えています。その後、大綱と同じ時期にパブリックコメントを実施し、11月末ぐらいに最終案の協議をする教育改革推進会議をもう一度開催したいと考えています。最終的には年度内に決定できるよう進めていくというスケジュールです。

16 ページの資料2は、第4回総合教育会議の意見概要です。●が知事の意見、○が教育委員の意見となっています。教育の意義や基本方針についての意見を示しており、一番下の3つの●に知事の意見があります。「毎日が未来への分岐点」という思いで、我々が毎日子どもたちの教育に取り組んでいくことが必要ということ、大綱は思いを伝えることを大事にして、少し引かかる言葉も使っているが、意味が理解しやすいような説明を入れ、思いが伝わる文章に精査をしていきたいということ、家庭教育、幼児教育についても、県として取り組んでいきたいとの発言がありました。

説明は以上です。

(山田会長)

教育施策大綱の骨子案については、総合教育会議が決めていくもので、私たちの教育改革推進会議は、これを踏まえながら教育ビジョンをつくっていくという位置づけのものです。

ご質問等ございましたら、お願いします。教育施策大綱は、教育ビジョンの中間案素案に生かす形になっていますので、そこで議論いただいてもよいかと思います。

それでは、中間案素案のほうに議論を移しながら、そこでまた関連してご意見、ご質問がありましたらいただきたいと思えます。

審議事項の次期三重県教育ビジョン（仮称）の中間案素案についてです。教育施策大綱と次期教育ビジョンの関係、教育施策大綱を受けて昨年度の骨子案から修正した部分や、前回6月の全体会の委員の皆様のご意見なども踏まえながら修正した部分などを中心に議論をしていきたいと思えます。下線の部分が修正したところです。事務局からは修正箇所を中心に全般を説明していただいて、説明後、まず総論の部分、特に「三重の教育宣言」というところを中心にご意見をいただいて、その後、休憩を挟んで重点取組

や施策についてご意見をいただくという形の見通しを持っております。

特に「三重の教育宣言」を中心にとお話したのは、ここからが教育改革推進会議における審議が反映される場所なので、率直にいろいろなご意見をいただいて、よりよいものにしていきたいと思います。

では、事務局から説明願います。

3 審議事項

次期三重県教育ビジョン（仮称）の中間案素案について

（宮路教育政策課長）

資料3をご覧ください。前回の6月22日の第1回全体会の委員の皆様のご意見をまとめたものです。時間の都合で一つひとつの説明は申し上げませんが、ご意見について、今回の資料に反映しております。

資料4-1をご覧ください。先ほど教育施策大綱の説明をしましたが、教育施策大綱を踏まえていくということで、構成等の見直しをしました。左側が教育施策大綱で、その「三重の教育における基本方針」を踏まえて、教育ビジョンの「三重の教育宣言」としていくということ、大綱の教育施策は10項目ありますが、教育委員会の関係部分の5項目を教育ビジョンの中の基本施策に位置づけてあります。これまで、基本施策としてあったものの名称を変更したのみで、中身は変わっておりません。

また、これまで、総論の教育宣言の次には、重点取組を掲げていましたが、教育施策大綱と整合性を図って見やすくする意味もあり、教育宣言の後に基本施策を記述して、その次に重点取組として特に注力をしていくべき取組を記述していくという構成に変えました。

重点取組につきましても、従来は「学力の向上」、「体力の向上と学校スポーツの推進」、「グローバル人材の育成」、「特別支援教育の推進」、「誰もが安心できる学び場づくり」の5つの取組を掲げておりましたが、そこにあります③、⑦、⑧の項目を追加しまして、8つの取組として新たに記載をしました。

資料4-2を見ながら説明させていただきます。教育宣言の部分と、新たに追加した重点取組を中心に説明します。

目次をご覧ください。総論のところと、重点取組のところの左側に^新というところがあります。これらは新しく追加した記述です。総論では、「三重の教育における基本方針」ということで、先ほどの大綱の基本方針をそのまま掲載をする形としています。

第2章のところでは基本施策の名称を変更しました。「1 確かな学力と社会への参画力の育成」という名称であった基本施策1を、「夢や希望をかなえる学力の育成」ということで、大綱と合わせました。その後に、第3章として基本施策につながる施策があります。

第4章の重点取組のところでは、3つの重点取組を追加しています。「(3) 人や郷土を愛する心の育成」は、昨年度のこの会議の中でも重点取組の中に学力と体力の、「知」と「体」はあるが「徳」がないではないかという意見をいただきました。今年度になってからも18歳から選挙権が与えられることに対して、もう少し「徳」を重点的にという意見もいただきましたし、道徳の教科化などに対応して重点的に取り組むべきとして項目として取り上げました。

「(7) 地域に開かれ、輝く学校づくり」は、国の教育再生実行会議で、コミュニティ・スクールの拡充が提言されています。本県においても注力して取り組んでいく必要があると考えており、また、学校の特色化・魅力化を図っていくことが必要であるということで、重点取組としました。

「(8) 教職員の資質向上」につきましては、これまで議論の中で英語教育であったり、特別支援教育であったり、いろいろな新しい課題に対して、それぞれの施策の中で教員の資質の向上や指導力の向上を図っていくということが議論となりました。施策をしっかり進めるためには、教職員の力量によるところが大きいということで、重点取組としてまとめました。

1ページをご覧ください。「2 計画の位置づけと対象範囲」のところでは、この本ビジョンについては、「三重県教育施策大綱（仮称）を踏まえた計画であるとともに」という記述を入れました。2ページには、構成について基本施策と重点取組の順番を入れ替えた形となっております。

9ページをご覧ください。教育を取り巻く社会情勢の変化の一つとしまして、「(7) 国の教育改革等の動き」ということで、具体的な内容を記述しました。●のところの2段落目には、公職選挙法が改正され、投票権が18歳以上になったということを書き記述しました。

10ページ、11ページには、10年先を見据えた教育環境の変化と未来年表として、今後予定されている主な制度改革や行事について記述しました。

12ページが、「三重の教育における基本方針」です。教育施策大綱を踏まえた教育を展開していくということで、その大綱の教育方針そのものをここに掲げ、共有することとしました。

それを踏まえ、16ページが「三重の教育宣言」です。「三重の教育における基本方針」を踏まえ、私たちは、三重の学校教育における方向性を、「三重の教育宣言」として掲げ、三重県教育ビジョン（仮称）の基本理念とします。三重の教育宣言を少し読ませてください。～三重の教育宣言の読みあげ（略）～

骨子案の段階から、かなり変更していますが、大綱の言葉を用いながら、教育ビジョンの思いである「子どもたちを信じる」ということや、「県民総参加」で取り組むということを書き記述しています。1段落目、2段落目は、子どもたちをどう受け止めるかという

ことについて書いています。子どもたちは、かけがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っている。また、地域の「希望」であり地域の「未来」であると、子どもたちの存在をはっきり主張しました。そして、3段落目は、教育の役割・使命を記述しました。4段落目が、子どもたちにどういうふうになってほしいか、どういう力をつけてほしいかという思いであり、これは、元々の「自立」と「共生」、「創造」という力を説明している部分です。最終的には、県民総参加で取り組むということで、教育施策大綱の中の「毎日が未来への分岐点」という言葉を使いまして、教育に携わるすべての人たちが、そういう思いのもとで三重の教育に取り組んでいくという宣言としました。

骨子案では、この下に方針が1から6まであったわけですが、教育施策大綱に6つの基本方針が掲げられる予定ですので、ここにも方針を入れると重なりますので、ここまでの文章とすることにしました。

18 ページ以降、基本施策と各施策の記述がありますが、少し飛ばして、追加した重点取組の内容について説明させていただきます。

119 ページをご覧ください。重点取組の「(3) 人や郷土を愛する心の育成」です。「取組の背景」として、近年、深刻ないじめや生命を軽視する事件が発生しています。幼児期からの発達段階に応じた心の教育を行うことで、人権意識や規範意識を高めることが必要です。また、選挙権が18歳以上となったことを踏まえ、子どもたちに社会への参画と貢献に対する意欲・態度を育成することが求められていることを背景としました。

「取組の方針」として、生涯にわたる人格形成の基礎である幼児期から、より良く生きるための基礎を培うよう取り組みます。発達段階に応じた指導を学校の教育活動全体をとおして行うことにより、人権意識や規範意識の確立を図ります。子どもたちに社会への参画と貢献に対する意欲・態度の育成を図ります。

「主な取組内容」は、「(1) 幼児教育の充実」として、さまざまな体験をとおして、学びへの意欲と関心、自主性、規範意識、思いやりの心などを育みます。「小1プロブレム」など就学に伴うさまざまな課題があることから、小学校教育への円滑な接続がなされるよう、幼稚園・保育所等と小学校の連携に取り組みます。

「(2) 道徳教育・郷土教育・人権教育の推進」では、道徳の時間を要として、学校教育全体において心の教育に取り組みます。また、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を一層充実するとともに、教材「私たちの道徳」の活用について記述しました。また、郷土を愛する心を育むため、「三重県 心のノート」の積極的な活用、種々の個別的な人権問題や性的マイノリティなど新たな人権課題について、理解や認識を深め、実践行動ができるよう学習を行います。

「(3) 社会への参画と貢献に対する意欲・態度の育成」として、主権者としての自覚と責任および政治に対する関心を高められるよう主権者教育に取り組むとともに、地域と連携した取組、体験活動等により、シチズンシップの涵養に努めます。

数値目標の全体指標は、「人の気持ちがわかる人間になりたいと感じる子どもたちの割

合」とし、個別指標は「(1) 教育課程の編成に関し、小学校と連携している幼稚園・認定子ども園の割合」、「(2) いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う子どもたちの割合」、「(3) 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある子どもたちの割合」としました。

129 ページをご覧ください。「(7) 地域に開かれ、輝く学校づくり」です。「取組の背景」としましては、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、教育課題が多様化・複雑化する中で、学校だけでなく、社会全体で子どもたちを育てることが求められています。また、グローバル化の進展など、社会の変化やニーズを踏まえるとともに、子どもたちによる主体的な進路選択が可能となるよう、学校の特色化・魅力化を進める必要があります。

「取組の方針」として、コミュニティ・スクール等の導入を加速するなど、保護者や地域住民が参画した学校運営を推進します。また、社会の変化や多様なニーズに対応して、主体的な進路選択が可能となるよう、高等学校の特色化・魅力化を進めます。

「主な取組内容」は、「(1) 地域とともにある学校づくり」として、①コミュニティ・スクールなど地域と一体となって子どもたちを育む仕組みの導入を図ります。②地域の方々の知識や技能を活用した支援活動を行う学校支援地域本部等の取組を進めます。③地域や保護者等が当事者意識を高め、学校運営に積極的に参画を図るよう働きかけるとともに、地域の人が集い学ぶ場づくりを進め、学校を核とした地域づくりの取組を進めます。

「(2) 高等学校の特色化・魅力化」として、①グローバル人材の育成にかかる教育を推進するとともに、普通科系専門学科の設置を検討します。②職業系専門学科における専攻科を設置し、その拡充を図ります。③地域や産業の発展に貢献できる人材を育成するために、地域に根ざしたより特色ある専門学科の設置を検討します。④地域の特色や資源を生かした学校づくりを進めます。

「数値目標」の全体指標は、「学校に満足している子どもたちの割合」で、個別指標は、「(1) コミュニティ・スクール等に取り組んでいる学校の割合」です。(2) の個別指標は現在検討中で、今後示します。

続いて、131 ページをご覧ください。「(8) 教職員の資質向上」です。「取組の背景」としまして、社会の状況や子どもたちの変化等を背景に教育課題が多様化・複雑化しています。また、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的学び、いわゆるアクティブ・ラーニングへの授業の転換やICTを活用したわかりやすい授業、道徳の教科化への対応、グローバル化に対応した英語教育など、これまで以上に教職員がより専門性を高めていく必要があります。

「取組の方針」として、教職員の授業力向上や、多様な教育課題に対応できるよう専門性の向上を図ります。また、学校の組織運営体制を強化し、教育活動の質の向上を図ります。

「主な取組内容」について、「(1) 授業力の向上」で、①教職員がライフステージごとに求められる力を確実に身につけ、高い専門性と豊かな人間性を備えるため、研修を実施します。②教員の授業力向上や授業改善につながる授業研究を中心とした研修を推進します。③校長のマネジメント力の向上を図るとともに、学校での改善に向けた組織的な取組を推進します。さらに、指導教諭による師範授業を行います。④主体的・協働的に学ぶ学習に転換するための指導方法の改善に向けて、研修や実践事例の普及を行います。⑤全ての教員がICTを活用したわかりやすい授業をおこなうことができるよう研修や実践事例の普及を行います。

「(2) 多様な教育課題への対応」として、①特別な支援が必要な子どもたちへの対応、②いじめへの対応や教育相談、③小学校における英語教育の早期化への対応、④道徳教育への対応のための、教員の指導力について記述しました。

「(3) 組織運営体制の強化による教育活動の質の向上」として、①「学校マネジメントシステム」(仮称)について、継続的な改善活動を進めます。また、主幹教諭等の活用を進めます。②学校だけでは解決が困難な課題に対して、スクールソーシャルワーカー等の専門家チームを編成して学校を支援します。③就職支援相談員等外部人材を各学校の教育目標に沿って積極的に活用します。

「数値目標」の全体指標は、「子どもたちの授業内容の理解度」で、個別指標は「(1) 県内の教育団体・教育研究会等と連携して実施した研修講座数」、「(2) 校内外の研修や研究会の成果を教育活動に積極的に反映させた学校の割合」、(3) は検討中です。

説明は、以上です。

(山田会長)

それでは、総論の部分について、まずご意見をいただきたいと思います。この資料の21、22 ページまでの部分です。特に16 ページ「三重の教育宣言」というのがありますので、それについてもご意見等をいただければと思います。まず、22 ページまでのところでご質問やご意見をお願いします。

(水谷委員)

21、22 ページの「いじめや暴力のない学校づくり」で、いじめや暴力行為は絶対に許さないということは、非常に大切なことですが、いじめや暴力を生む背景は何か、暴力を振るう子、いじめをする子の心の暗い部分を助ける取組が必要だと思います。保護者や先生から認めてもらえない、仲間に入りたいたけど入れない、あるいは、家庭で暴力を振るわれているなど、それらが、自分より弱いところへの暴力に変わってしまうということもあり得るわけで、小さいいじめの芽を摘む、暴力を振るったり、いじめをしたりする子を救ってあげることも非常に大切なので、そういう点も力を入れていただきたいと思います。

また、岩手県の中学校でいじめを苦に自殺をしたであろうという事件がありました。小さなことからということでは担任が見逃してしまうことは結構あると思います。小さなことでも、学校全体で子どもを見守るという、学校全体をもっと強化していく取組も必要ではないかと思えます。問題はどの教室でも大なり小なり起こり得るという認識を持って、小さなことでもどんどん教室から学校全体に、どの先生も小さなことでも知っている。教員みんなが共通認識を持つことによって、廊下で見たときに変わった様子はないかなど気にかけていくことで、いじめる側、いじめられる側、どちらの子も助けられるような体制をとっていただきたいと思えます。

(東委員)

19 ページの4行目の「情報教育の推進とICTの活用」です。以前も意見を言わせてもらったところですが、「子どもたちの情報機器活用能力の育成を図るとともに、情報モラル教育を進めます」という表現がありますが、基本的な考え方として示すには、あまりにも、うすっぺらい表現だと感じます。一番簡単に記述するのであれば、「情報モラルの教育をはじめとした子どもたちの情報活用能力の育成を図ります」というような表現ではどうかと思えます。

情報教育の目的は、情報活用能力の育成であり、情報機器活用能力というのは、その中のごく一部であると考えます。どうしても、情報機器の活用という言葉を入れるなら、例えば、「ICT機器を活用した授業の改善・改革に取り組むとともに、情報モラル教育をはじめとした情報活用能力の育成を図ります」という表現のほうが全体を包括しているような表現になりますので、いいのではないかと感じています。

16 ページの教育宣言につきましては、いい言葉が並んでいて、教育宣言にふさわしいのではないかと第一印象としては思っております。

(山田会長)

具体的にいろいろご指摘いただき、ありがとうございます。

(山門委員)

2点あります。1点目は、基本施策1が、「確かな学力と社会への参画力」という名称から、「夢や希望をかなえる学力の育成」に変更されました。社会への参画力という中身については、残っているのだろうかということです。学力という言葉にまとめるということは、ここの部分の学力は、社会へ参画していく力ということも含めた大きな学力という解釈かと思っておりますが、その辺、提案としてはどうでしょうか。

また、「三重の教育宣言」のところですが、内容については、かなりすっきりしたと思っております。最後の段落は、「私たちは、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」という思いのもと、県民力を結集し…」としたほうが、流れとしてすっきりするか

と思いますが、皆様いかがでしょうか。

(山田会長)

学力に関しては、現行の教育ビジョンを策定するときも随分議論があつて、狭い意味の、教科的な意味での学力ということではなく、生きる力とつながるような幅の広い意味での学力という意味で使おうということです。この基本施策には、グローバル教育やキャリア教育などの施策が入っているので、私としてはそのように理解をしています。事務局で、何か補足がありますか。

(宮路教育政策課長)

会長がおっしゃっていただいたように、例えば18ページの基本施策の「夢や希望をかなえる学力の育成」の説明では、確かな学力と社会への参画力の育成が求められていて、そのために、特別支援教育やキャリア教育を進めるということで、中身の趣旨は変わっていません。また、学力については、施策「学力の育成」の基本的な考え方の2つ目の段落で、自立した人間として、多様な人々と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力を育成していくとし、知識だけの学力ではないということで捉えています。

(沼口委員)

教育施策大綱と次期教育ビジョン（仮称）、資料4-1を見ての印象ですが、屋根の上に屋根をつくるような感じがあります。教育施策大綱の3番から7番が、こちらの教育ビジョンの基本施策の1番から5番にあたるのだと思いますが、教育という名前をつけている施策大綱の基本方針が、教育ビジョンの基本施策と一致していないのが、よく理解ができません。

教育施策大綱に記述されることは、全部が教育ですが、教育委員会が担当する教育と知事がいう県全体の教育がどこまでなのかがはっきりしない。1階建てか、2階建てになっているのか、骨組みがよくわからなくて、一般の県民の皆様に、これがわかるのかどうかというのをすごく心配しています。

細かいことを一つ言わせていただければ、資料の1-2の2番に幼児教育の項目がありますが、認定こども園は、入っているのかどうか。8番や9番の項目は、教育委員会は担当していないようですが、これらを教育というのか。また、項目に複数の部局の名前が列記されている場合、どういうふうに担当し、連携をどうするのか。長年やってきた教育委員会にもう少し遠慮していただいたほうがわかりやすいような気がします。

(山口教育長)

教育施策大綱は、屋上屋ではないかという話ですが、就学前から高校教育までは教育

委員会がしっかりやっていく。1番の家庭教育の充実、教育委員会も関係しますが、知事部局がしっかりやっていく。2番の幼児教育は、幼稚園、認定こども園、保育所がありますが、教育委員会が所管しているのは公立の幼稚園のみで、全体の2割程度です。あとの8割は保育所や私立幼稚園等で知事部局が所管していますので、少し複雑です。その他、高等教育機関、産業人材の育成、あるいは、学校教育を終えても学び続けるという生涯学習については、教育委員会は所管していません。そのため、この教育施策大綱を策定するにあたっては、県の組織改正を行って、知事部局に人づくりの部局として、戦略企画部の中に「人づくり政策総括監」というのを置いて、学校教育だけではなく全体を見通して取組を進めていきます。

教育施策大綱は、数値目標は記述されませんので、具体的な取組や数値目標は、教育委員会が教育ビジョンで示し、取り組んでいく。高等教育機関の充実や産業人材の育成なども、それぞれの部局が数値目標なり行動計画を持ってやっていく。それを戦略企画部の人づくり政策で進行管理を行い、横軸、縦軸に串を刺していくというイメージです。このように会議に出席していただいている方ですらわからないのであれば、一般県民にはわかりづらいだろうと思いますので、今後、よりわかるようにしていきたいと思っています。

(泉委員)

16 ページの三重県の教育宣言ですが、少し引っかかるところがあります。「子どもたちは、生まれながらにしてかけがえのない大切な存在であり」とありますが、私は、「すべての子どもたちは、かけがえのない大切な存在であり」でいいかと思います。この世に生まれてきた子どもはいいですが、途中で流産したり、何らかの理由で亡くなった子どももいたりします。「生まれながらにして」というのが、自分のなかですごく引っかかったので、「すべての子どもたちは」のほうがわかりやすいかと思いました。

(山田会長)

検討していきたいと思っています。

(向井副会長)

22 ページの「学校施設の充実」のところで、「学校施設の耐震化やバリアフリーを推進します」と記述されています。耐震化について、このような記述でいいのかと思います。災害などいろいろなことが予測される中で、耐震化は緊急にやるべきことだと思います。施設の充実、バリアフリー化というのは推進ということでもいいと思いますが、耐震に関しては、このような言葉だけでいいのかという疑問があります。

(山田会長)

それは、もっと緊急性をもってという意味でしょうか。私の記憶では、施設上の大きな部分での耐震化は、三重県はかなり進んでいて、あと、非構造部材の耐震対策が残っているので、重要なところの対策は済んだ状態であると思います。これについても、記述を検討していただければと思います。

(耳塚委員)

「三重の教育宣言」については、大変に格調が高くて、普遍的な内容を含んでいるものと思いました。

1つだけ意見といいますか、第2段落で、子どもたちは、地域の「希望」であり、「未来」であるとなっています。三重の教育宣言ですので、こういうふうに地域の希望であり、未来であることを述べることに間違いはないし、当然ではあると思いますが、子どもたちは、地域だけでなく、世界の希望だったり世界の未来だったりするわけです。なんとなく三重の将来にかかわる範囲でというようなニュアンスが感じられ、広がりを感じられないと思いました。

(栗原委員)

2点あります。1つは、教育宣言とかかわってです。先ほど水谷委員が、いじめに関して、なぜいじめが起こるのか、「なぜか」というところに目を向けることが大事だとおっしゃっていました。教育宣言に、子どもたちは、「かけがえのない大切な存在」であると、どの子ももれなく、みんなが自分のことを大切に思いながら、生きていけるようにという、まさに、いじめの芽を伸ばさない、その芽を早く摘むということが宣言の中に込められている、私たちはそう読まなければいけないのではないかということを感じながら、お話を聞かせていただきました。

それから、13 ページのところですが、教育に取り組む基本方針の冒頭に、「第三の分水嶺」という言葉が出てきます。分水嶺ですから、あるところがある状況に変化していく、あるいは、状況を変化させるというものを想定しているのかと思いますが、かぎ括弧をつけて「第三の分水嶺」と書かれている以上、何らかの意味がある使い方だと思いますので、これを読む県民の皆様がわかりやすいように、注釈があったほうがよいかと思っています。

また、いずれビジョンができるというときに、どこかで副題というか、前回なら「子どもたちの輝く未来づくりに向けて」とありますが、それにあたるような形のキャッチフレーズやキーワードが、宣言文の中に探せるかを感じながら読んでいました。このあたりについても、いずれ検討いただけるとありがたいという意見です。

(渡辺委員)

10 ページのまとめのところの一番上の●ですが、少子化・人口減少が進み、人口減少社会における学校の在り方について、検討する必要があるとなっています。そして、22 ページに、それにかかわって、学校の適正規模・適正配置の推進となっています。

イメージ的にどちらかというところ、小規模校のことを書いているのかと思いますが、私の学校は大規模化していて、隣の学校もその隣の学校も 1,000 人規模の小学校や中学校があります。確かに、社会全体で見ると少子化、人口減少が進み、学校の適正規模・適正配置は問題かもしれませんが、逆に大きくなっていく学校のことについても、何か入れる必要があるのではないかと思います。問題行動の質とか数が全然違いますので、何か記述していただくとありがたいと思います。

2 点目、22 ページのところですが、家庭の教育力の向上とか地域の教育力の向上、最近キーワードになっている言葉かと思いますが。基本的な考えの 2 行目に、「社会全体で家庭教育を支えるとの考え方で」と、漠然としています。「支えるとの考え方」とは、もう少し具体的にどういうことかを書いていくことが必要だと思います。子どもたちを育てるのは学校教育だけでは絶対にありません。やはり家庭、地域コミュニティも含めて見ていかなければならないと思います。学校教育は教育の 1 つですが、他の 2 つの要素も必要ですので、表現の工夫が必要ではないかと思いました。

(佐藤委員)

三重の教育宣言について、前の宣言がどんなのだったかを忘れてしまうぐらい、変わっているという印象がありますが、皆様がおっしゃるように、とてもわかりやすく、いい感じだと思います。この中でキーワードとして、「毎日が未来への分岐点」というのがありますが、これは若い子どもと毎日接しているような人でないと、なかなかこの言葉は出てこないと私自身は感じました。

私は子どもが大分大きくなっているのですが、この言葉は「ハッ」というような言葉で、どこにもないような新しい言葉だと思いました。これは、一日一日を大切に丁寧とか、ミクロの変化を見逃すなという意味もあると思ひまして、これがいろいろな施策のところに関連づいていくようになればいいと思いました。先ほど栗原委員が、何かキャッチコピーがあるといいのではないかとおっしゃって見えましたが、この言葉は、とてもいいのではないかと思いました。

(田中委員)

資料 1 の 7 ページの教育施策大綱について、教育も幼児期から「毎日が未来への分岐点」であり、就学前から始まっていることを考えていただいたことをうれしく思います。

その中で、9 ページの「学校」の役割のところ注釈があり、幼稚園、保育所、小学

校、中学校、高等学校、特別支援学校をいうとなっておりますが、認定こども園の扱いはどうなるのかと考えました。また、10 ページに、市町と県の役割とありますが、市町が義務教育の責任者となっておりますが、県が、乳幼児期のところを、責任を持って担っていただくということでしょうか。教育委員会が関わるのは、先ほど2割ぐらいしかないというようなことですので、誰が何をするという役割分担はどうなっているのかと思いました。

(山田会長)

とても重要な指摘だと思います。その辺の記述についても検討していただければと思います。

(沼口委員)

中間案素案の13ページの「三重の教育にかかる基本方針」の「生き抜いていく力の育成」について、「生きる力」ではなく、「生き抜いていく力」となっていて、「生き抜く」というところに力が入っているのだらうと思います。説明として3つ〇がありますが、「生き抜いていく力」という言葉は一言もなく、何が「生き抜いていく力」になるのかというところが読み取れないような気がします。

(山田会長)

ご指摘については、総合教育会議にも伝えていっていただきたいと思います。

総論については、大変貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。ここでいったん10分ほど休憩を取らせていただいた後、施策、重点取組の審議に入っていきたいと思っています。3時10分から再開します。

～ 休 憩 ～

(山田会長)

再開します。施策と重点取組の審議に入ります。議論の仕方ですが、前半と後半を内容的に分けて議論していきたいと思います。基本施策の1から3、25ページから63ページと、それとかなり重なる重点取組があり、その重点取組が1から5になります。これが113ページから126ページです。基本施策でいえば、「夢と希望をかなえる学力の育成」と「豊かな心の育成」と「健やかな体の育成」です。そういうところにかかわってご意見をお願いしたいと思います。

(山川委員)

特別支援教育のところ、少し付け加えていただきたいと思うところがあります。重

点取組にも書いていただけるとうれしいのですが、どちらかといえば、この施策の29ページの取組内容のところに付け加えていただけるとうれしいと思います。

今、合理的配慮という言葉がよく言われてきていると思います。発達障害者支援法の改正であるとか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が来年の4月1日から施行されることになっています。不自由なところを解消して補うにあたって、みんなが同じようにいられるようにしないといけないということが実施されることになります。小児神経学会や小児保健学会など全国の学会において、学習障がい注目されています。自閉症系やADHDなどの行動障がいを伴う発達障がいに関しては、かなり理解が進んできていますが、学習障がいに関しては、まだまだということで、学習障がいの子どもたちに対する合理的配慮をしなければいけないということで話題になっております。

例えば、目の見えにくい子どもは眼鏡を使うとか、耳の聞こえにくい子どもが補聴器を使うのと同じように、字の読めない子どもに関しては読み上げソフトを使うとかいうことです。テストでも本人に読ませていると、読むだけで時間がかかってしまうので先生が読んであげる、そうすればすごく点が取れる子がたくさんいます。書けない子どもに関しては、板書を写真に撮って代えとか、プリントを活用する。学年が上がってくれば、スマホやタブレットを使う。テストでも手書きでは何も書けなくても、入力するのならできるという子がいますので、そういう子どもたちに対しては、どんどんタブレットを使わせようとかいうことが非常に注目されています。この間、聞いてきた講演では、来年4月からは医者が診断書に合理的配慮をしてくださいと書けば、学校はしなければならないので、どんどん書いてくださいとのことでした。

確かに、行動障がいを伴う発達障がいの子どもは学習障がいが合併していることが多いですが、行動障がいを伴わない学習障がい、「特異的学習障がい」と呼びますが、読めない子には書けない子も多い。そういった子どもに対して、必要なツールを与えることを考えていただきたいと思います。

積極的に取り入れているところでは、小学校1年生から携帯で板書の写真を撮ってもよかったり、テストのときに先生が小さい声で問題を読んであげたりしているところもあります。高学年になってくると、読まなければいけない情報量が格段に増えますので、誰かが読んでくれればわかりますが、自分が読んでいるだけで時間切れになってしまっ、解けないということがあります。通常の学級にいるがために、読めないとわかっている漢字の書き写しを毎日しないといけないとか、ほとんど拷問のようなこともありますので、そういうことに関しての合理的配慮をぜひしていただきたいと思います。合理的配慮という言葉は、今トレンドなので、そういう言葉を入れていただけるといいのではないかと思います。

余談ですが、一つご報告です。今日の午前中に外来に来た小学校3年生の自閉症スペクトラムの子ですが、特別支援の先生が非常に上手にさせていただいて、ソーシャルスキルトレーニングを毎日、学校できちっとして、入学してしばらくのころは、かなり心配

していましたが、今は安定して学校生活を送っています。先生も、2年余り持ち上がりで、よく勉強していただいたのだと思います。そのような取組をすべての先生がしていただければ、特に自閉症系の子どもたちにとって学校の居心地がよくなると思います。保護者の方は、ぜひ6年生まで同じ先生にみていただきたいと言っていました。うれしいことのご報告です。

(栗原委員)

今の山川委員の意見については、29 ページの主な取組内容の2つ目のユニバーサルデザイン化ということも含めて、表現を検討していただくとよいかと思います。合理的配慮は、障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法など、いろいろなところでよく言われていますので、三重県の教育にあたって、しっかりと目を向けて、大事なこととして受けとめていますということで、言葉をどこかに入れるといいと思います。

関連するもう一つのところは、83 ページの教職員の資質向上のところで、通級の学級の担任であったときに、現実には今そこで非常に大きな課題になるかと思います。この教職員の資質向上の施策においても、関連して触れて、ご意見を十分に生かしていけるようであると私も非常にうれしいと思います。

(山門委員)

今の意見と関連して、30 ページの上から2つ目の○で障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが交流するとありますが、これは、特別支援学校における教育の推進のところに入っているのではなく、すべての学校のところに入るべきではないかという思いがします。

(東委員)

62 ページの運動部活動の活性化に関わっての意見です。このことについて、以前に少し意見を述べさせていただきました。⑤の運動部活動充実のところで、顧問の負担の軽減ということが記述されています。私は中学校での部活動の現状を見ていて、すべてとは言いませんが、おそらくいろいろな市町でも見られるのではないかと思います。子どもたちが休みなく部活動をし、年間にほんの数日ぐらいしか休みがなく、月曜日に本当に疲れた表情で登校してくる実態があります。私は、決して部活動を否定する立場ではなく、むしろ自分でもやっていたほうですが、生徒の負担の軽減や健康への配慮といった言葉をぜひ入れていただくようお願いします。

(水谷委員)

117 ページのスポーツに関する意見です。一つは、意味がよくわからなかったところがあります。主な取組内容(2)の①で「教員採用選考試験で、スポーツ特別枠選考を

実施し、中学校・高等学校の保健体育科教員を採用し、指導者の確保を図ります」と書いてありますが、スポーツ特別枠選考実施の特別というのはどういうことなのか。

また、部活動については、スポーツ科学なのかよくわかりませんが、練習の量ではなく質で、ある程度強い学校ができる。例えば、進学校で練習量が少なくても、ある程度の成績を収められるとか、結果が出ていることもありますので、その辺をしっかりと勉強していただいて、部活動に取り入れていただくと、子どもたちの負担も少ないし、先生方にとっても、長時間の指導や引率は、かなり負担になることだと思いますので、その辺をしっかりと研究するようなシステムがあってもいいのではないかと思います。

もう一つ、私の子どもの中学校の保健体育科の先生は社会科の授業も担当していると、子どもが言っていました。先生方は、授業の準備でかなり時間が取られますし、新しいこともどんどん出てきて、時間がないと言われる中で、2教科も受け持っていたら、かなり大変だと思います。私の中学時代を考えると、体育は体育専門の先生、社会は社会の専門の先生であったような気がするのに、三重県では2つの教科を先生が受け持っているようで、三重県なのか、中学校ですから四日市市かもしれません、どのような選考の仕方をしているのか、不安というか不思議に思います。

前回もお話しましたが、歯科のことです。58 ページですが、虫歯について、虫歯がない子はないですが、虫歯がある子はすごくあります。歯科検診をした後に、虫歯のある子は要受診者として、歯科医院に行くように紙を渡すと思いますが、その要受診者は、小学校では39%、中学校では35.6%、全体で37.8%います。そのうち、受診をせずにそのまま放置されている子どもが、小学校で53.8%、中学校で71.4%、全体で59.6%、約6割の子どもが受診をしていない。その中には、受診していても紙を学校に持ってきていない子もいると思いますが、かなりの人数の子がそのまま放置されている。その原因は、保護者が病院に連れて行かないということですが、理由の一つとして、歯科は高いというイメージ、また、実際に高いということもあるでしょう。経済的な理由で受診ができていないという深刻な事態があり、それが把握しているだけでも、小学校で18%、中学校で22%の子がいるということです。

このことも踏まえて、これは業界でも県や国に対策を働きかけてはいますが、そのまま放置することは、体にとってよくないことでもあるし、スポーツをするにしても歯がなければ踏ん張れないし、その辺も考えて、教育委員会からも国にも援助を働きかけてほしいと願っています。

(木平教職員担当次長)

教員の採用に関してですが、採用試験の受験申込み時に、小学校教諭、あるいは中学校教諭であればそれぞれの教科で申し込みをし、試験をします。中学校で2教科を受け持っているということですが、基本的に一定の規模の中学校であれば、それぞれの採用された教科の授業を受け持っていると思いますが、構成している教員の状況や学校の規

模によっては、他の教科の免許を持っている場合に、基本的な教科に加えて、他の教科を一部受け持っている場合があるかと思います。基本的には、中学校の場合は、教科担任ですので、採用した教科で授業を持っていただいています。

また、スポーツ特別枠選考は、競技力向上のため、部活動でよりすぐれた指導者を確保するという観点で、全国大会、世界大会も含めて、一定のすぐれた実績を有した方を対象として選考していて、10年ほど前から実施をしています。合格すれば、中学校で受験した方であれば、基本的に中学校に配属し、保健体育科の授業を受け持ちながら、部活動等で指導力を発揮していただくということです。

(山川委員)

先ほどの部活動の件ですが、私はスポーツ医学に特に詳しいわけではないですが、適切な休養が大切なことは、随分言われていて、何日かやれば一日休むということは、プロの方でもかなり行われているようになっていると聞いています。スポーツを一生懸命やっているようなチームでも、適切な休養を取るほうが、結局、能率はよく、やみくもに毎日やればいいのではないということを、科学的な根拠を踏まえ、うまく広めていければいいのではないかと思います。

(小野委員)

25ページと26ページの学力の向上についてです。1つは、26ページの⑦で、「国の高大接続改革等の動きに的確に」となっています。113ページの重点取組でも、どちらでもいいですが、高等学校基礎学力テスト（仮称）など、そういう言葉を入れてもらったほうがわかるのではないかと思います。これは検討してもらえればいいと思います。

もう1点は、25ページの③と④に、全国学力・学習状況調査のことが書いてありますが、高校現場では、かなり学び直しというものをやっている現状があります。その辺のことの加筆について、検討していただきたいと思います。そうすれば、小中高のところで学力向上の必要性がもっと実感的にわかるのではないかと思います。

(山門委員)

26ページの⑨で、学力格差が原因となって貧困の連鎖が生まれるという表現があります。ここだけではなく、あちらこちらで記述されていますが、基本方針のところでは、経済格差が教育の機会の格差や学力の格差の要因となって、貧困の連鎖につながるという表現になっていたかと思います。基本的にはそういう認識でいくべきだと思います。学力格差が原因となって貧困の連鎖が生まれるとなると、最初の経済格差というところが抜けてしまっているので、基本方針に沿った表現を取り入れていただければと思います。

部活動に関していくつかご意見がありました。私は中学校教員で、自分が顧問をして

いた運動部もかなり良い成績を取っていました。土曜日は朝から夕方まで練習して、日曜日は午前中だけ練習としたときに、すぐに保護者から電話がかかってくる、なぜ今日は半日なのかというようなことを言われることがあります。私は体育の教師でもなければ、採用試験でいえば理科で採用されていますので、専門家でもありませんが、保護者としっかり関係をつくってきている自信がありましたので、今日は休みますとはっきり言えました。しかし、新しく採用された教員、体育やそのスポーツの専門ではない教員が、そういう運動部の顧問をした場合、練習を休むことは厳しい現状があります。休んだほうがいいということをビジョンに書いていただくと、本当にありがたいと思いました。

また、重点取組が3つ新しく増えました。言いたいことが伝わりやすいということで、108 ページを見ていただくと、ここは重点取組のまとめになっていますが、重点取組の「(3) 人や郷土を愛する心の育成」と「(4) グローカル人材の育成」は、かなり重なっていると思います。例えば、「グローカル人材の育成」の取組の方針の2つ目は、「郷土への愛着と誇りを持ちながら、それぞれのアイデンティティを確立し」とありますが、(3)のそのものになっているのではないかと。逆に(3)の選挙権とか社会への参画のあたりが、グローカル人材の育成のところに入っているという内容ではないかというところで、整理していただいたほうがいいのではないかと、混乱するのではないかと印象を受けました。

(東委員)

何点か感じたことについてです。87 ページの⑦で、教職員の業務の多忙化や困難化、ワーク・ライフ・バランスについて記述されていますが、ここを読んでいて違和感を持ちました。「教職員のストレスへの対応力を高めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの取組を充実させていく必要がある」となっていて、101 ページにもワーク・ライフ・バランスの記述があります。101 ページは、施策「家庭の教育力の向上」で、仕事と家庭の調和という意味はわかりますが、家庭の教育力の向上の取組内容にこういったことが入ってくるのかと感じました。

また、教職員のストレスへの対応力を高めるという考え方は、具体的にどういうことなのか。一人で物事を抱え込まないとか、教職員が仲間で一つのことを成し遂げるといった意味ではわかりますが、教職員のストレスへの対応力を高めるという表現が、理解しにくいということと、そこへ加えて、ワーク・ライフ・バランスの取組を充実させるとつながっています。私は、ワーク・ライフ・バランスというのは、働き方の問題であると思っておりますので、この部分がすっきりこなかったところがあります。

それから、開かれた学校づくりの95 ページのところですが、コミュニティ・スクールの考え方について、県はどう考えているのかというのがはっきり感じ取れませんでした。推進して、広めていきたいという気持ちとは思いますが、現状と課題の③に、課題が3

行にわたって書いてあります。重点取組でもコミュニティ・スクールの記述があつて、そこではかなり推進していくトーンで書いてありますが、課題が3行にわたって書いてありますので、県が一体どこまでこのことについて本気で考えているか、感じにくかったということなのです。

そして、コミュニティ・スクール等の導入をしている学校が31年度段階で52%という数値目標を上げてありますので、将来的に半数ぐらいをコミュニティ・スクールと考えているのかと思いますが、コミュニティ・スクールの導入を加速化させるという表現もどこかにありましたが、加速化させる割には目標値が少し低いのではということも感じました。

コミュニティ・スクールにはいろんな形があつていいと思います。課題で記述されていることは本当にそのとおりですが、人事面での配慮がなくても、地域の方の力を借りて、学校支援地域本部事業の中でうまく活用していけばいいと思います。一律にコミュニティ・スクールとしていくことは、そのよさがなくなっていくと思います。しかし、推進する意義がありますので、推進の立場でこの課題のところは、もう少しすっきりと書いていただいたほうがよいかと思い、意見を言わせていただきました。

今回、重点取組で追加されている119ページの人権教育にかかわってのところです。取組名が「人や郷土を愛する心の育成」ということですが、郷土を愛する心の育成は、郷土教育と混乱してしまうのではないかと思います。人権教育の中では郷土を愛する心、郷土を誇りに思う心、自尊感情といったことは当然ありますが、この重点取組の名称を読んだときに、人権教育についてということがピンと来にくいのではないかと感じました。

(山田会長)

後半のほうも含めて、範囲を広げてご意見をいただきたいと思います。

(耳塚委員)

2点あります。1点目は、既に何人かの方々のご意見の中にありましたが、重点取組の(3)、(7)、(8)が付け加えられたことにより、他の取組と整理が必要な部分が起こっているという印象です。どこがということは申し上げませんが、そういう調整が必要になっていると感じました。ただ、一つの取組が複数の施策にかかわることも普通にあると思いますので、重複を全部削除するような調整でなくてもいいと思います。例えば、詳しくは前に述べた、というようなことを書いておけばわかることではないかと思えます。

2点目は、全体にかかわることで、今日は特にこの点について検討することが課題ではないと思いますが、時間がかかるとしますので申し上げておきます。指標と目標値についてですが、どういうふうを設定するかというのは、施策が目指すところを端的に

表すことでもあるので、とても重要になってくると思います。どこかの段階できちんと審議をしていただく必要があると思います。

並べて見てみたら、全国平均を上回る、下回るという目標値の設定が相当数出てきますが、現実的にそういう設定の仕方があるし、必要な部分もあると思いますが、見方によっては、三重県は並みでいいというような感じがするのと、平均を上回ればいいという感じがします。理屈でいうと、全国平均は他県が力を抜けば落ちるわけで、設定の仕方としてもう工夫あったほうがいいのではという気がしました。

施策と重点取組の指標は、重複してもおかしくはないので、学力のところは相当程度重なりますので、無理をして新しい指標にしなくてもよく、重なった指標があっても構わないと思います。

(山田会長)

既にご意見をいただいているところもあるかと思いますが、後半部分の基本施策の4から6、65ページから106ページ、「笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり」、「地域に愛され、信頼される学校づくり」、「多様な主体による教育の推進と文化財の保護」と重点取組の6から8について、ご意見をお願いします。

(水谷委員)

前回、「朝食を毎日食べる子どもの割合」というのは、100%にするのが難しいという話でしたが、やはり100%にしてほしいと思います。朝食を食べないと、夜の8時に夕食を食べたとして、お昼ご飯を食べるのが12時半ぐらいと考えると、16時間半ぐらい、何も食わずにいるということです。これを認めてしまっただけでは絶対いけないと私は思います。たとえ、バナナ1本でもいい、リンゴだけでもいい、おにぎりだけでもいい、何かしら食べてきてほしいと私は思います。どんな家庭であっても、時間がなくてもできることだと思います。朝食の内容もかなり大切なことだと思いますが、まず食べること、それから、こういうのを食べたほうがいいのかということ学ぶことによって、土曜日、日曜日は僕が作る、私が作ろうとか、こういうのがいいのではないかといいところへ結びついていき、自分が親になったとき、きちんと食事をつくる人を育てていけばいいので、とりあえずはしっかり食べて学校に来てほしいと思います。

中学校では、昼食の時間が20分、お昼休みは15分、合わせて35分間です。私の子どもは、生徒会の仕事をしていて、昼食の時間に打ち合わせをしながら、食事をするということもあるようです。先生の話聞きながら、食事をするのはどうかということで、食事をする時間はほとんどなかったりするということです。朝食を抜いて、昼食まで抜いてということは、成長期の子どもにとってよくないので、ぜひとも100%にしてほしいということを切実にお願いしたいと思います。

また、76ページの③で、「学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカー等からな

る専門家チームの派遣や、社会福祉等の関係機関と連携した支援を行います」となっていますが、小さな悩み事を持った子は保健室で生活することを聞いたことがあります、その保健室に養護の先生とカウンセラーが2人で勤務するというのもよいのではないかと思います。いろいろな問題は、起きてから対応するよりも、早いうちに気づいてあげる人がいるということが、大事だと思います。予算的にどうかということがあるかもしれませんが、保健室で子どもたちがいろいろな悩みを打ち明けたり、解決したりすることもできるのではないかと思います。

あと、教員の採用に関してですが、採用された教員は1年目から非常に忙しいです。場合によっては、学級担任もしなければいけない。学校の中のことも勉強しなければいけない。採用してから1、2年間は学級担任をせずに、しっかりと勉強する期間が必要だと思います。歯学部では病院実習だけで1年かかります。卒業してから研修医として学ぶ時間もあります。大学生は大学の勉強もあるし、特に理系の子たちはいろいろな研究などでかなり忙しいと思いますので、教員になって、学校の組織の中で働くことについて、勉強したり、研修したりする時間をしっかり設け、その中で特別支援のことや児童心理等、いろいろと学ぶべきだと思います。最初の1、2年間でしっかり学ばせて、それから学校の現場でも学んでいくことによって、しっかりした教員が育つのではないかと私の提案です。

(山田会長)

司会者からの個人的な意見ですが、朝食について、もしここに朝食の摂取率の目標を100%とするのであれば、学校として子どもたちに朝食まで出すという決断まで必要だと思います。ここまでは難しいですが、趣旨は非常に私もよくわかります。保護者の皆様にぜひそういうことは気をつけてやってくださいとお願いはできると思いますが、施策として100%を掲げるのは、そういう決断まで行政がするというので、これはなかなか難しいかと思っています。

(小野委員)

120ページの(3)に主権者教育について、記述がありますが、重点取組の「人や郷土を愛する心の育成」の中にあるというのは、違和感があります。どちらかといえば、主権者教育というのは、判断力や思考力をつけて、自分も含めて人の幸せのために何が必要かということを考えて、そして、社会に参画して社会貢献をしていくような教育だと私は解釈をしています。どうも、施策名とマッチしているのかというところに違和感があります。例えば、122ページの「グローバル人材の育成」の「(4)意欲をもって社会に参画し、未来を切り拓く力の育成」なら、まだ違和感が解けるのではないかと思いますので、一度検討をお願いします。

(田中委員)

いろいろなところで「学校」という言葉が出てきますが、学校という定義が、どういう範囲を指しているかによって読み方が変わってくると思います。施策のところもそうですし、全般を通して、もう一度、「学校」というものがどういう校種を指しているかという定義を明確にさせていただくと、より施策、重点取組がわかりやすいのではないかと思います。

例えば、91 ページの施策では「学校の特色化・魅力化」に幼児期からの一貫した教育の推進とありますが、今回、いろいろなところに幼児期からとか、これまでほとんど出てこなかったことが特別支援教育を含め、幼児教育などたくさん記述されています。幼児教育について、本当に考えてもらっていると感じながら、このビジョンを見ているがために、余計にこの「学校」という言葉が気になってしまいました。そこで、これは何を指すということが明確になると、施策、重点取組がはっきりするかと思いますので、よろしくをお願いします。

(沼口委員)

施策「いじめや暴力のない学校づくり」の72 ページの②ですが、「子どもたちの行動や言葉のわずかな変化などの兆候を察知し、適切に対応することができるよう」と書いてあります。「適切に対応」とありますが、先生が子どもと話したとき、あるいは連絡ノートや文字を見たとか、この言葉を聞いたり見たりしたら上司に報告する、保護者に連絡するということを決めたら、先生方にとってもいいのではないかと思います。

ただ、私もよく学校に行きますが、昇降口あたりに休み時間の10分間でもいますと、子どもたちはすごい言葉を発しているのがわかります。それを全部捉えて、どうかということではありませんが、できればそういった言葉を決めたほうが、対応がしやすいかと思います。

それから、73 ページの活動指標に付け加えていただきたいことがあります。いじめのアンケート調査ですが、三重県では1学期あたり1回以上と決まっていたような気がしますが、それを実施した学校としてはどうか。このアンケートをもとに人権教育もできるのではないかと考えております。

76 ページの不登校の子どもの割合は、中学校が小学校の5倍ぐらいの数字となっておりますが、学校から不登校の情報を発信してほしいと思います。三重県の平均より多いとか、何人いるということを発信する。不登校の子に手紙を書いたとかいうことを、最近、自分の子どもの通っている学校で聞きました。数字を示して、全体に呼びかければ、非常に関心が高まる。保護者が知れば子どもも反応するとか、いい方向に向くような気がします。

それは、開かれた学校づくりにも関係しますが、コミュニティ・スクールで一つ言いたいことがあります。あまり制度だけで押し進められますと、地域の文化の違いや、いろ

いろなことであつれきが生じたりすることがあり、PTA活動にも支障が出ることにもなりかねません。その辺、PTAを含めたものをコミュニティ・スクール、あるいはスクール・コミュニティでも結構ですが、そういう判断をしていただくような取組をぜひお願いしたいと思っております。

(渡辺委員)

前半の内容に戻りますが、25ページ、26ページの「学力の育成」の施策に、アクティブ・ラーニングという言葉があり、そのための指導方法等の充実が必要となっていますが、指導方法等の「等」には何があるのかなと考えました。指導方法の充実だけではなく、評価の方法についても書いていただけたらどうでしょうか。PDCA、やはり評価があつて、次に改善をどのようにしていくか、指導方法の改善に結びついていくということで、指導方法に加え、評価のあり方、方法について書いていただけたほうがいいかと思います。評価を有効に使って指導の改善をする、工夫改善をするというふうにしていただけたらと思います。

2つ目、チーム学校のことですが、学校は組織で動いていかなければならないということで、132ページの(3)の②などはそうだと思います。学校だけではなく、学校外の専門家も入って対応していくということを書いてもらったと思いますが、81ページの「学びのセーフティネットの構築」の中にも、そういうことが書いてあると思います。あちらこちらで記述してあり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、外国人児童生徒の教育など、やはり組織として、チームとして学校の中の教員だけではなく、外の力も借りながら学校をつくっていくということを入れていただけたらどうかと思っています。

その一つの組織として、コミュニティ・スクールがあると思っています。単に形だけでは大変だと思います。私の学校では、幼、小、中を含めて地域の子どものための健全育成をどのようにするか。では、誰を委員に入れたらいいかということ、絶対、PTAには入ってもらわないといけないとあります。そういうことから、何をするかという研修までして進めていますので、単に形からコミュニティ・スクールを導入していったら、本当にいろいろなあつれき等も加わってきます。その点ほうまく表現していただくほうがいいのかと思って聞いておりました。

3つ目、最近、名古屋大学の女子学生が殺人をするとか、人を殺してみたいとか、そういうことをニュースで聞きます。命について、非常に軽く考えていると思います。このような子どもがいるのは現実ですので、どうしてこんな子どもが育ってきたかということも分析をしながら、本当の道德教育、本当の人権教育、命を大切にする教育とは何かということも触れていただけたらありがたいと思っています。

最後に、学力とはどのように捉えているのか。テレビを観ていたら、夏休みの宿題を代行者がやっているという番組がありました。今年は、去年の8倍から25倍ぐらい依頼

があるといひます。中学校受験のために、学校の宿題の代行をやってくれるところがどんどん増えているということです。家庭から、子どもの字を送ってもらって、あえてよく似た字を書くとか、作文を送ってもらって、この子はこういうような作文だと、その傾向までつかんで、代行をするということです。そういう家庭があるということです。学力とは何か、どのように捉えているのかということ、きっちり表記したほうがいいと思ひましたので、最後に言わせていただきました。

(山田会長)

予定の時刻が過ぎましたので、本日の審議はここまでにさせていただきます。まだ、いろいろなお気づきの点があると思ひます。その点につきましては、お手数ですが、ぜひ事務局のほうにご連絡をいただければありがたいと思ひます。

本日も活発なご意見をありがとうございます。この2年間、委員の皆様とこの推進会議をさせていただきましたが、いつもいろいろなご意見をいただき、そういう点もあると思わせていただき、なんとか内容が充実したビジョンを作成することができると思ひます。最終的なところは、次期の教育改革推進会議にまとめていただくことなるかと思ひますが、基本的には、これで大体の方向が出たと思ひております。ぜひ、教育委員会としてもこのビジョンをきちんとした形にいただければと思ひております。

2年間、皆様、どうもありがとうございます。進行を事務局にお返しします。

(宮路教育政策課長)

委員の皆様、2年間、本当にありがとうございます。今後は、この議論をもとに中間案を策定していきたいと思ひます。中間案ができましたら、送付させていただきますので、よろしくお願ひします。

これをもちまして、第2回三重県教育改革推進会議全体会を閉会します。

本日はありがとうございます。